

入札公告

下記の業務について制限付き一般競争入札に付す。

令和7年(2025年)9月4日

宝塚市長 森 臨太郎

記

1 制限付き一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和7年度宝塚市営火葬場残骨灰から分別された貴金属売払い
- (2) 履行場所 宝塚市役所 環境部 生活環境課
- (3) 売払物品の品目及び数量

品目	数量 (g)	純度	形質
金	200.4	99.99%以上	延べ板状
銀	726.2	99.99%以上	粒状
プラチナ	4.7	99.95%以上	延べ板状
パラジウム	226.5	99.95%以上	延べ板状

※本売払物品は、宝塚市営火葬場から発生した残骨灰の処理工程において分別された貴金属類を精錬したものである。

(4) 契約の締結

(令和7年10月中旬頃)

2 競争参加資格

制限付き一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 入札参加申請期限において宝塚市の令和7・8年度入札参加資格者名簿(物品)に登録された者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しないものであること。
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に基づく入札参加の資格制限に該当する者
 - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされている者
 - ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされている者
 - エ 宝塚市の指名停止基準に基づく指名停止を、入札参加申込期限日(確認基準

- 日) 又は入札執行日に受けている者
- オ 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年条例第6号。以下「暴力団排除条例」という。)第2条第3号に該当する者

3 質疑書の提出

(1) 提出期間

公告日から令和7年9月29日(月)午後0時まで

(2) 提出方法

電子メール(後記1.4契約事務担当課宛て)

(3) 質疑回答

令和7年10月1日(水)午後5時までに全員に電子メールで回答書を送付する。

4 入札参加資格確認申請書の提出

制限付き一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期間

公告日から令和7年9月18日(木)まで

(土曜日、日曜日及び休日を除く午前10時から午後4時まで)

(2) 次に掲げる様式を提出すること

入札参加資格確認申請書【様式1】

(3) 提出場所

宝塚市役所 環境部 生活環境課

(4) 提出方法

持参又は郵送

持参による場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く午前10時から午後4時までとすること。

郵送による場合は、封筒に「入札参加資格確認申請書在中」と朱書きして、契約事務担当課宛てに、令和7年9月18日(木)までに書留郵便にて必着のこと。また、契約事務担当課に申請書等の到着確認の電話連絡行うこと。

記載の不備等により、入札参加資格が確認できない場合は、入札参加の申込みを受理できないので、留意のこと。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

令和7年9月22日(月)から、入札参加資格の確認結果について、申請者宛てに「入札参加資格確認結果通知書」を電子メールで通知する。

5 入札手続等

- (1) 方法 書留郵便による入札とする。
- (2) 入札書の宛先 契約事務担当課宛てに郵送すること。
- (3) 入札書の到着期限 令和7年10月9日(木) 必着
- (4) 郵送方法 郵便局の窓口から、「一般書留郵便」、「簡易書留郵便」、「特定書留郵便」等、受領日時・受領者印を確認できる方法で郵送すること。また、封筒表には、「入札書在中」など入札に関する書類であることの表示をすること。「差出人控え」は入札手続きの一切が終了するまで保管すること。
- (5) 入札保証金 免除

6 郵便入札の具体的な説明

入札書等提出書類は、市が指定する様式を使用し、次の事項に注意すること。

入札者の氏名(法人にあつては商号及び代表者名)、住所(法人にあつては所在地)、入札価格等を記入し、落札後の契約書等に押印する印(法人にあつては社印、代表者印)を押印すること。訂正は無効とする。(入札書のコピーを使用し、新たな用紙を使用すること。)

入札書には、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望額の110分の100に相当する額を記載すること。

入札書の記入に際しては、別紙1「入札書と封筒の書き方」を参照すること。

7 開札

- (1) 日時 令和7年10月10日(金) 午後1時から
- (2) 開札の立会い 開札には、当該入札事務に関係のない市の職員を1人以上立ち会ひのうえ執行する。
- (3) 落札者の決定 落札者の決定方法は、宝塚市契約規則第14条の2の規定に基づいて作成された予定価格以上の最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) くじによる落札者の決定

落札者となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、別紙2「くじの方法」に定めるところにより、落札者を決定する。

(5) 再度入札の場合

第1回目の開札において落札者がいないときは、1回限り再度入札を行う。

この場合は、再度入札を行う旨と第1回目の最低入札価格、再度入札書の到達期限を直ちに入札参加者に電子メールにて通知するので、第1回目と同様に入札書を提出すること。ただし、予定価格との乖離があまりに大きい場合は、再度入札を行わず不調とする。

また、第1回目の入札において無効又は失格となる入札をした者は、再度入札には参加できない。

(6) 落札金額の決定

入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（該当金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。

8 入札の辞退

入札を辞退する場合は、次の方法により辞退届を提出すること。

(1) 郵送により辞退届を提出する場合

開札日の前日までに契約事務担当課に届くように辞退届を郵送すること。

(2) 辞退届を持参する場合

開札日の前日（執務時間内）までに提出すること。

(3) 入札書が未着の場合

今回の入札を辞退したものとみなす。

注：既に到着した入札書の書換え、引換え又は取消しはできない。

また入札書の到達後に入札を辞退することはできない。

9 入札結果

結果通知は、落札者に対し直ちに電話又は電子メールで行う。落札者は、速やかに契約締結に関する書類を受け取りに来ること。

上記書類の郵送は、市が認めるときに限定する。

10 入札の無効

宝塚市契約規則第11条の規定に該当する入札はこれを無効とする。

11 入札の取消し等

次の事項に該当する場合は、入札の執行の中止又は取消しを行う。

- ・入札者がいない場合。
- ・天災地変等のやむを得ない理由が生じたとき。
- ・不正その他の理由により競争の実益がないと認めるとき。

これらの場合における入札者に生じた損害は、入札者の負担とする。

1.2 予定価格

公開しない。

1.3 契約の手続き等

(1) 契約保証金 無

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 売払物品の引渡し

売買代金納入を確認した日から2週間以内の日時で協議によって定める。

(4) 所有権の移転

売払物品の所有権は、引渡しをもって、移転するものとする。

1.4 契約事務担当課

〒665-8665

宝塚市東洋町1番1号

宝塚市役所 環境部 生活環境課

電話 0797-77-2073

電子メール m-takarazuka0039@city.takarazuka.lg.jp